



栄地区周辺の自転車対策について



◆放置禁止区域の指定及び有料化の実施時期 令和5年4月1日

◆放置禁止区域の指定がされると？ 区域内に自転車等を放置すると**即時撤去**の対象となります。

※放置とは、自転車等の利用者が自転車等を離れて直ちにこれを移動することができない状態にあることをいいます。

◆放置禁止区域の範囲は？ **裏面の別図参照**。栄地区全体が指定されます。

◆撤去された自転車等の引き取りは？ 保管場所(栄・六反)に搬入。手数料を支払い、引き取り。 手数料は、**自転車3,500円、原動機付自転車5,000円。** (50cc以下)

◆撤去されないためには？ 道路上に設置された有料駐輪場もしくは施設(民地内)に設置された駐輪場を利用してください。

対策の効果イメージ



放置禁止区域指定及び有料化前



放置禁止区域指定及び有料化後

栄地区始め都心部における自転車等駐車場の有料化及び 自転車等放置禁止区域の指定・拡大について

栄駅・高岳駅・久屋大通駅・大須観音駅・伏見駅・矢場町駅の
自転車等放置禁止区域図（令和5年4月～）

別図

